

第七十三回帝國議會
衆議院

社會事業法案外二件委員會會議錄(速記)第八回

會議

昭和十三年三月十日(木曜日)午前十時二十九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 服部 岩吉君

理事片岡 恒一君 理事長野 高一君

理事野口 喜一君 理事伊東 岩男君

理事小池 四郎君

清水留三郎君 最上 政三君

森下 國雄君 北 吟吉君

塚本 三君 瀧澤 七郎君

庄司 一郎君 松浦 伊平君

馬岡 次郎君 佐保 畢雄君

鈴木 文治君 川村保太郎君

椎尾 辨匡君 三浦 虎雄君

三月九日委員鈴木文治君辭任ニ付其ノ補闕
トシテ米窪滿亮君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月十日委員米窪滿亮君辭任ニ付其ノ補闕
トシテ鈴木文治君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

文部大臣兼 侯爵木戸 幸一君
厚生大臣

出席政府委員左ノ如シ

農商省保險局長 牧 檜雄君

逓信省管理局長 山田 良秀君

厚生政務次官 工藤 鐵男君

厚生次官 廣瀬 久忠君

厚生參與官 山本 芳治君

厚生省社會局長 山崎 巖君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

厚生書記官 瀧尾 弘吉君

保險院長官 進藤 誠一君

保險院總務局長 佐藤 基君

保險院簡易保險局長 藤川 靖君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員 土屋清三郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

社會事業法案(政府提出)

商店法案(政府提出)

簡易生命保險法中改正法律案(政府提出)

○服部委員長 ソレデハ開會致シマス

○最上委員 私ハ昨日日本委員會ニ於キマシ

テ、同僚片岡委員ノ質問ニ關聯事項トシテ、
厚生大臣ニ質疑ヲ致サント致シタノデアリ

マス、然ル所委員長ハ私ノ發言ヲ許可致シ

マセス、私ハ再三發言ヲ要求シタノデアリ

マスガ、更ニ是ガ許可サレナイノデアリマ

ス、私ハ當時前後ノ事情ハ存ジマセヌデシタ

カラ、其儘服從致シマシタ、實ハ一昨日私

ハ恩給金庫法案ノ理事トシテ討議ニ參加シ

テ居リマシタ、隨テ當委員會ニハ參リマセ

ヌデシタカラ、一昨日終了當時ノ委員長ノ

宣言等ハ存ジマセス、隨テ昨日委員會終了

後速記課ヘ參ッテ、當時ノ委員長ノ宣言ヲ私

ハ拜見致シマシタ、然ル所宣言ノ内容ヲ見

テモ、本員ノ發言ヲ許可サレナイト云フヤ

ウナ理由ヲ發見スルコトハ出來ナイ、此點

ニ付テ、何ガ爲ニ昨日日本員ノ發言ヲ許可サ

レナカッタカト云フコトニ付テ、委員長ノ御

辯明ヲ願ヒタイノデアリマス

○服部委員長 辯明申上ゲマス、大體一昨

日ヲ以チマシテ三案ノ質疑ヲ一應了シタノ

デアリマス、サウシテ昨日理事會ヲ開キマ

シテ、理事會デハ大體各派ノ態度ヲ決定

致シタイノデアルガ、昨日質問サレマシタ

特ニ重要ナル點ダケヲ、モウ一應大臣カラ

言明ヲ得テ置キタイ、斯ウ云フ申出ガアリ

マシタカラ、アノ質問ヲ特ニ許シタ譯デア

リマス、サウ云フ意味合デアリマシタカラ、

昨日アナタノ御發言ヲ差控ヘテ貰ッタヤウ

付託議案

社會事業法案(政府提出)

商店法案(政府提出)

簡易生命保險法中改正法律案(政

府提出)

職業紹介法改正法律案(政府提出)

ナ譯デアリマスガ、決シテ他ノ意味合ニ於

テ、アナタノ發言ヲ許可シナカッタト云フ意

味デアリマセヌカラ、此點ハ特ニ御諒解ヲ

願ッテ置キタイト思ヒマス

○最上委員 私モ公人デアル以上、公開ノ

席上ニ於キマシテ、本委員ノ發言ニ對シテ、

委員長ガ故ナク之ヲ拒絕スルト云フコト

ハ、私トシテ甚ダ心外ニ堪ヘナイノデアリ

マス、私モ決シテ斯ウ云フコトヲ言ヒタク

ナイノデス、至ッテ妥協性ニ強イ私デアリマ

ス、故ニ私ノ質問セントスルコトモ、電力

委員會其他ニ於ケル質疑トハ全然違フ、唯

片岡委員ノ質問ニ對スル大臣ノ答辯ガ甚ダ

不得要領デアル、此點ニ付テ時間ニスレバ

一二分間ノ質疑デアル、ソレヲ委員長ハ許

可サレナイ、公開ノ席上ニ於テ再三發言シ

テモ許可セナイ、委員トシテ是程不面目ノ

コトハナイノデアル、現ニ私當日散會後速

記録ヲ調べテモ、只今委員長ガ申シタ如

ク、是デ三案ノ質疑ハ大體終局シタト認

メ、唯民政黨ノ清水留三郎君ガ、大臣ニ對

シ社會事業法云々ト云フヤウナコトガア

ル、假令此宣言ナクテモ、是デ全部質疑ガ

終了致シマシタ、今後許シマセヌト言ッテモ、議院法ニ依レバ、討論前ナラバ質疑ハ許スト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、而モ本會議等デハナイ、斯ウ云フ小サナ内輪同志ノ圓卓會議トデモ云フヤウナ委員會ニ於テハ、成ベク委員ノ眞意ヲ諒トシテ、

發言ヲ許サルベキモノナリト私ハ思フノデアリマス、私ハ是以上言ヒマセヌガ、今後共吾々委員ノ發言ニ對シテハ、規則ノ許ス範圍ニ於テ、又規則ハ之ヲ禁止シテモ、大體各委員會ニ於テハ許シテ居ルノデアリマスカラ、ドウカサウ云フ御考ヲ以テ、今後共處置サレンコトヲ、此際私ハ一言委員長ニ進言シテ、私ノ議事進行ニ關スル質疑ハ是デ終リマス

○松浦委員 資料ノ要求ヲ致シマス、第一條ニ依ルト勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ルコト即チ需給關係ノ圓滑ヲ圖ルノガ、本法ノ骨子タル目的デアルト思ヒマスノデ、私ハ以下少シク資料ヲ賜リタイト思ヒマス、陸海軍ノ國營軍需工場ノ所在地及ビ其製品目ツレカラ使役スル勞務者ノ人數ヲ、事變前ト、事變後ト區別シテ戴キタイ、尙ホ軍需品ノ貯藏場及ビ其倉庫ノ所在地、斯ウ云フモノヲ實ハ戴キタイノデアリマス

○服部委員長 本日ハ一寸都合ガアリマス

カラシテ、是デ休憩ヲ致シマシテ、大體午後ノ一時半頃ニ開會ヲ致シタイト思ヒマス、ソレ迄休憩ヲ致シマス

午前十時三十七分休憩

午後一時四十五分開議

○服部委員長 ソレデハ開會致シマス、社會事業法案外二案ニ對シマス討論ニ入ルニ先チマシテ、保留サレテ居リマス質問ガアリマスカラ、此際御許致スコトニ致シマス

○清水委員 私ハ社會事業法案一點、商店法一點、簡易保險法一點、各一點ヅ、重要問題ニ付テ大臣ニ御伺致シタイト思フノデアリマス、今回ノ社會事業法案ナルモノハ、從來ノ政府ノ説明及ビ質疑應答ニ現ハレマシタ點カラ見マス、現在ノ社會事業ヲ獎勵シ、統制スルト云フコトガ、其根幹ヲ爲シテ居ルノデアリマス、所ガ現在社會事業ノ下ニ於テ、救済ヲ受クル境遇ノ者ニ付キマシテハ、或ハ本人ノ怠惰其他ノ原因カラ起ッテ居ルモノモアリマス、併シ其多クノ者ハ所謂社會組織ノ缺陷ニ基テ、救済ヲ受ケナケレバナラヌモノガ相當ニ多イノデアリマス、譬ヘテ見レバ失業スル、立派ナ身體ヲ持ッテ居ッテ働カナケレバナラヌモノガ失業スル、ソレハ何カソコニ社會缺陷ガアル、或ハ病氣ニナツタ、今ノ開業醫制度ノ下ニ

於キマシテハ、金ガナケレバ病氣ヲ診テ貰ヘナイ、玆ニ社會組織ノ缺陷ガアルト存ジマス、殊ニ慈善事業的ニ所謂富豪ノ恩惠ニ依ッテ、主トシテ救済ヲ受ケルト致シマスト、其者ハ富豪ニ對シテ頭ガ上ラヌ、隨テ自尊心ニ富ンデ居ル者ハ、斯ウ云フ社會事業團體ノ救済ヲ受ケルコトヲ快シトシナイ、故ニ一面ニ於テ社會事業ヲ政府ニ於テ助成シ、統制スルコトハ必要デアルガ、政府トシテ何カ此社會事業ノ根本ニ付テ考ヲ持ッテ居ラレルカ、譬ヘテ見レバ孤兒院トカ、育兒院トカ、養老院デアルトカ、其他自ラ今後爲サナケレバナラヌ問題ガ相當多カラウト思フ、政府ハ斯ウ云フ風ナ問題ヲ、現在ノ公共團體若クハ私設團體ニ任シテ置イテ、ソレデ満足シテ居ルノデアルカ、行ク行クハ政府自ラ御決心ヲ以テ居ルカドウカ、此點ヲ厚生大臣ニ御伺致シタイノデアリマス

○木戸國務大臣 只今清水サンノ御尋ノ點ハ諒承致シマシタ、政府ハ國民生活ノ實情ニ鑑ミマシテ、國家トシテ社會事業ノ普及發達ヲ圖ラネバナラヌト云フコトハ勿論ダト考ヘテ居ルノデアリマス、併シ只今富豪ノ救済ト云フヤウナモノヲ快シトシナイト云フ御話ガアリマシタガ、社會事業ノ經營ニ付

キマシテハ、官、公、私、何レモ其特色ガアルノデアリマス、故ニ各種ノ分野ニ於テ、ソレ／＼其特色ヲ發揮シテ、綜合的ニ國民生活ノ安定ニ寄與スルコトガ、適當デアルト思ッテ居ルノデアリマス、政府ハ從來、社會事業中特ニ重要デアッテ、又普遍的ニ行ハレル事項ヲ必要トシテ居リマスモノ、特ニ國家又ハ公共團體ノ手ニ依ッテ之ヲ行フコトヲ適當トスルモノニ付キマシテハ、漸次立法其他ノ手段ニ依ッテ、是ガ實現ニ努メテ來タノデアリマスガ、將來ニ於テモ此方針ヲ以テ進ンデ行キタイト存ジテ居ルノデアリマス、併ナガラ此場合ニ於キマシテモ、例ヘバ救護法——少年救護法等ノ如ク、出來得ル限リ私設社會事業ノ特徵ヲ、其間ニ活カシ得ルヤウニ措置シテ、將來ノ各種ノ方面ノ問題ニ對シテ、適當ノ措置ヲ執ッテ行キタイト考ヘテ居リマス

○清水委員 私共現在ノ社會事業其モノニ對シマシテ、助成シ統制スルコトニ付テハ無論異議ハナイノデアリマス、唯今大臣ノ御言明ニ依ッテ稍、安堵シタノデアリマスガ國家ト致シマシテモ、財政ノ許ス程度ニ於キマシテ、國家自ラ、或ハ公共團體ニ適當ニ補助ヲ與ヘテ、斯ノ如キ社會事業ハ其手ニ依ッテサレンコトヲ希望スルノデアリマス

次ニ商店法ニ付テ一點御伺致シタイノデ

アリマスガ、現在ノ健康保險法ノ狀態ヲ見

マス、現行ノ健康保險法ニ於テハ、或ハ

工場ノ職工ナリ、鑛山ノ坑夫ナリ、若クハ

運輸事業ノ勞務者ナリト云フ範圍ハ、現行

健康保險法ノ恩典ニ浴シテ居リマス、又此

議會ニ於テ、國民健康保險法ガ通過致シマ

シテ、一般農民竝ニ中小商工業者ハ、此恩

典ニ浴スルコトガ出來ルノデアリマス、更

ニ政府ニ於テハ、「サラリーマン」健康保險

ナリ、或ハ官吏健康保險ナリヲ計畫シテ居

ルト云フコトヲ聞イテ居リマス、私共ガ心

配シテ居ルノハ、所謂商店ノ從業員ニ對ス

ル健康保險ノ問題デアリマス、現在ノ狀態

デハ、今政府ノ計畫シテ居ルモノヲ見テモ、

商店ノ從業員ニ對シテ、何等疾病保險ニ對

スル計畫モナイヤウニ聞イテ居リマス、ド

ウモ商店ノ從業員ニ對シテ、今回ノ國民健

康保險法ヲ利用セントシテモ、是ハ無理デ

アリマシテ、ドウシテモ之ヲスルニハ、現

行健康保險法ヲ擴充致シマシテ、商店ノ從

業員ニ對シ、商店主ガ一部ヲ負擔シ、國家

ガ一部負擔シ、本人ガ多少負擔スルト云フ

風ニシテ、此健康保險法ヲ商店ノ從業員ニ

マデ擴大セシムル御考ハナイカ、是等ニ付

テ政府ハドウ云フ御考ヲ持ッテ居ルカ、此點

ヲ御伺致シタイノデアリマス

○木戸國務大臣 只今ノ御話ノ商店使用

人、從業員ノ傷病ノ問題ニ付キマシテハ、

御尤ナ御尋デアリマス、一ツノ方法トシテ

ハ御話ノヤウニ、健康保險法ヲ擴張致シマ

シテ、之ニ依ルト云フコトモ考ヘラレマス

ガ、又特別ノ社會保險制度ヲ考ヘテ宜イノ

デアアルカトモ考ヘルノデアリマス、ソレ等

ノ點ニ付キマシテハ、保險院ニ於テ調査研

究ヲ致シテ居リマスノデ、其成案ヲ得マシ

テ成ベク早く實現シタイト考ヘテ居ルノデ

アリマス

○清水委員 大臣ノ誠意アル御答辯デ非常

ニ喜ンデ居リマス、一日モ早く此商店從業

員ニ對スル疾病保險ノ問題ヲ解決セラレン

コトヲ希望致シマス

最後ニ一點御伺致シタイノハ、簡易保險

ノ問題デアリマスガ、簡易保險ハ今回四百

五十圓ガ七百圓ニナッテ居ルノデアリマス、

其金額ガ少ナ過ギルト云フコトガ、社會一

般ノ意見デアリマス、ドウシテモ是ハ千圓

マデ擴大シナケレバナラスト思フ、ソレデ

千圓マデ擴大スルコトニ付テ、政府ハドウ

云フ御考ヲ持ッテ居ルカ、近ク此七百圓ノ案

ガ通過シマシテ、更ニ二三年ノ後ニ千圓マ

デ引上ゲル案ヲ提出スル用意ガアリマスカ

ドウカ、此點ヲ御伺致シタイと思ヒマス

○木戸國務大臣 只今千圓位マデ此金額ヲ

上ゲル意思ハアルカナイカト云フ御尋デア

リマスガ、此問題ハ民營保險事業トノ關係

ガ、極メテ密接ナモノガアルノデアリマシ

テ、此金額ノ引上ガ、民營保險事業ニ惡イ影

響ヲ及ボス懸念ガナイ狀態ガ來マシタ曉ニ

ハ、成ベク速ニ之ヲ引上ゲタイト考ヘテ居

リマス、是ハ商工省方面トモ十分協議ヲシ

ナケレバナラスト問題デアリマスカラ、左様

御諒承ヲ願ヒタイと思ヒマス

○清水委員 現在ノ民營保險事業ハ、此間政

府カラ表ヲ貫ヒマシタガ、有ユル營利事業

ノ中ニ於テ、民營保險事業ホド株價ノ高イ

モノハナイノデアリマス、民營保險ホド儲

ケテ居ルモノハ少イ、是ガ反對スレバ、社

會正義ニ反スルヤウナコトヲシテ、是等ノ

懷ヲ肥スト云フコトハドウカト思フノデア

リマス、保險會社ガ經營困難デアル、サウ

シテ收支償ハナイト云フノナラ別デアリマ

スガ、現在ノ保險會社ホド儲ケテ居ル階級

ハナイノデアリマス、斯ウ云フ階級ノ儲ケ

ル分ヲ少クシテ、サウシテ社會的ナコトヲ

スルコトガ、社會ノ爲ニ利益ナノデアリマ

ス、此點ニ付テモ十分御考慮ヲ願ヒタイ、

ニ思ヒマスコトハ解約ノ問題デアリマス、

殆ド保險ノ解約ニ依ッテ民間保險會社ハ儲

ケテ居ル、而モ一年デ解約スルト返シテ來

ナイ、二年、三年ノ解約ニ於テモ碌ニ返シ

テ寄越サス、是等ハ一種ノ不當利得デアリ

マシテ、此民間保險會社ノ不當利得ニ對シ

テ、政府ハ相當ノ御考慮ヲ願ハナケレバナ

ラスト思ヒマス、是等ニ對シテハ或ハ税金

ヲ増スナリ、或ハ他ノ方法ヲ講ジテ、解約

ノ問題ヲ解決シテ貫ハナケレバナラスト思

ヒマス、吾々ハ何レ保險法其他ノ改正案ヲ

出シタイト思ッテ居リマスガ、斯ウ云フ風

ニ民間保險會社ガ暴利ヲ貪ッテ居リマスレ

バ、或ハ獨逸、伊太利ノヤウニ、保險國營

ト云フ問題モ起ッテ來ル、故ニ寧ロ保險業者

ヲ救フ爲ニモ、私ハ千圓程度マデハ上ゲル

必要ガアラウト思ヒマス、急激ニ國ニ保險

事業ヲ沒收スルコトハ問題デアリマスガ、

ソレヨリハ政府ハ大英斷ヲ以テ、一兩年ノ間

ニ千圓マデ引上ゲルコトヲ御決心下サラ

ンコトヲ希望致スノデアリマス、尙ホ申上

ゲタイコトモアリマスガ、保留サレタ問題

ダケデアリマスカラ、私ハ此點ダケデ質問

ヲ終リマス

○服部委員長 最上君

○最上委員 私ハ昨日同僚片岡委員ノ大臣

ニ對スル質問ニ關聯シテ、二三伺ヒタイト再々發言シタノデアリマスガ、曩ニ理事諸君ノ打合せ等ノ爲ニ、私ノ發言ヲ許可サレナカツタノデアリマス、其後色々事情ガ分リマシタガ、他ノ委員諸君ニ御差障リモアル關係上、私ハ昨日片岡委員ニ對シテサレタ大臣ノ御答辯ニ對シテ、二點伺ヒタイト思フタノデアリマス、然ルニ第一點ハ只今清水君ニ大臣ガ御答辯ニナツタノデ、ソレハ私ハ此處デハ繰返シマセヌ、第二點ハ民間保險會社ノ監督ノ問題デアリマス、此問題ニ對シテ大臣ハ將來十分ニ監督スルト云フヤウナ御辯明デアリマシタガ、是ハ國務大臣トシテ商工省ノ監督管内ニ及ブ——是ハ勿論共管デアリマセウ、サウ云フヤウナ方面カラ論ゼラレタノデアリマセウガ、私達カラ考ヘタナラバ、ナゼ商工省ニ是等民間會社ノ監督行政ヲ移シタカト云フコトヲ、玆ニ大臣ニ御質問シタイト思フノデアリマス昨年ノ臨時議會ニ於テ、吾々ハ厚生省新設ノ爲ニ豫算ヲ審議シ、之ニ協賛ヲ與ヘテ決定シタノデアリマス、然ルニ其後樞密院ノ反對ノ爲ニ、商工省及ビ遞信省ノ各種保險ノ中、商工省所管ノ移管ヲ爲サラズシテ、僅ニ遞信省所管ノ簡易保險ヲ移サレタノデアリマス、私達カラ考ヘタナラバ、吾々議

員ガ之ニ協賛ヲ與ヘタ、政府ハ何等ソレヲ構ハズシテ、樞密院ノ反對ニ會ッテ之ヲ變ヘタ、之ニ對シテ私ハ國務大臣トシテ政治上ノ責任如何カト考ヘルノデアリマスガ、是以上申上ゲルコトハ議論ニ涉ルコトデアリマスカラ差控ヘマス、唯此場合私ハ大臣ニ御聽キシタイノハ、今ヤ我國ニ於テハ保險國營ト云フヤウナ說モ頻々トシテ起ッテ居リマス、又近キ將來サウ云フヤウナ時機ガ到來スルト思ハレルノデアリマスガ、今後商工省ニ於ケル民營保險會社ノ監督行政ヲ、厚生省ニ移ス考ガアルカドウカ、此一點ヲ御伺シタイト思フノデアリマス

○木戸國務大臣 只今ノ御質問ノ最後ノ點ニ付キマシテ、將來民營生命保險ヲ厚生省ニ移スヤ否ヤト云フ點ニ付キマシテハ、生命保險ノ社會的性質ト云フ點カラ考ヘマシテ、其可能性ハ相當ニアルト考ヘラレルノデアリマスルガ、現在ニ於キマシテハ是ハ商工省ノ主管デアリマスルノデ、今日私カラ之ヲ移スト云フヤウナコトニ付テハ言明ハ申上ゲ兼ねル次第デアリマス

○最上委員 只今ノ御答辯ニ依ッテ大體當局ノ意ノアル所ヲ承知致シマシタガ、吾々ガ昨年厚生省新設豫算ニ協賛ヲ與ヘタノハ、將來ノ所謂保險國營ニ準ジテ、是等保險行

政ヲ一省ニ集メルト云フ趣旨デ私達ハ贊成シタノデアリマス、ドウカ將來是等保險監督ニ對シテ色々支障ヲ及ボスト云フヤウナ關係モアリマスカラ、一省ニ集メテ、サウシテ保險事業ノ強化サレンコトヲ私ハ大臣ニ要望シテ私ノ質問ヲ打切りマス

○土屋清三郎君 一寸此際委員外デアリマスガ、只今ノ大臣トノ問答ニ關聯シテ一ツ伺ヒタイト思ヒマス

○服部委員長 採決ニ入り掛ケテ居リマスノデスガ、簡單デスカ

○土屋清三郎君 簡單デス

○服部委員長 極メテ簡單ナラ御許シ致シマス

○土屋清三郎君 只今民營保險ノ監督權ガ尙ホ商工大臣ノ下ニ殘ッテ居ルト云フコトハ、只今ノ御説明デ承知致シマシタガ、然ラバ厚生大臣トシテハ一面ニハ官營ノ簡易生命保險ヲ取扱ッテ居ルノデアリマスカラシテ、是ト相對シテ國民ノ生命保險ヲ扱ッテ居ル民營保險ニ對シテモ、全然無關係デ居ルト云フコトハドウシテモアリ得ナイト考ヘルノデアリマス、就テハ厚生省ト致シマシテ民營保險ニ對シテノ範圍ニ於テ監督權ヲ御行使ニナルノデアリマスカ、其範圍ヲ此場合伺ッテ置キタイト思ヒマス

○木戸國務大臣 只今土屋サンノ御尋デアリマシタガ、民營生命保險ノ積立金、其他ノ運用等ニ付テハ共管事項ニナッテ居リマシテ、商工省ト私ノ方デ打合セテ處理スルコトニナッテ居リマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○服部委員長 此際一寸休憩致シマス

午後二時四分休憩

午後二時十八分開議

○服部委員長 ソレデハ休憩前ニ引續キマシテ開會致シマス、社會事業法案外二案ノ討論ニ入りマスガ、此取扱ハ各案毎ニ討論ヲ行ッテ行キタイト思ヒマス、先ヅ第一ニ社會事業法案ヲ議題ニ供シマシテ討論ヲ行ヒマス——長野君

○長野委員 去ル二月二十六日ノ本會議ニ於キマシテ、本委員會ノ審議ニ付託サレマシタ此社會事業法案ニ關シマシテ、吾々ノ感想ヲ申上ゲテ原案贊成ノ意見ト致シタイト思フノデアリマス、此社會事業法案ニ於キマシテハ、第一條カラ第十七條ニ至リマス間ニ於テ、最モ吾々ノ注目スベキ點ハ第十四條及ビ第十五條ノ罰則規定デアルト思フノデアリマス、多年我國ニ於キマシテ本法制定ヲ要望致シテ居リマシタ社會各方面ノ期待ハ、政府ヲシテ社會事業ニ對シ積

極的ノ保護助長ヲセシムル點ニ在ツクノデアリマス、然ルニ今回ノ如キ罰則主義ニ依ル所ノ此法案制定ハ、却テ社會事業ヲ萎縮セシメ、健全ナル發達ヲ阻碍スルモノデアルト言ハレテモ、恐ラク辯解ノ辭ガナイデアラウト思フノデアリマス、隨テ本會議及ビ此委員會ニ於ケル質問モ、主トシテ此點ニ集中サレタノデアリマシタガ、昨日本委員會ニ於キマシテ、片岡委員ノ質問ニ對シ當局大臣ヨリ誠意アル御言明ヲ得マシタノデ、吾々ハ此點ヲ諒ト致シマスルガ、併シ事ニ當ル所ノ事務當局ハ、此大臣ノ意ヲ體シ、永久ニ其運用ヲ誤ラレヌコトヲ希望スル次第デゴザイマス

更ニ、第九條ノ規定ニ依リマスルト、各府縣ニ社會事業委員會ヲ設置シ得ルト云フコトニナッテ居ルノデアリマスルガ、此委員會ノ設置ハ、中央ノ監督ガ行届カヌ地方コソ、尙ホ一層是ガ設置ヲ必要トスルモノデアリマシテ、是ハ是非トモ原則トシテ各府縣ニ設置スベキモノデアルト云フコトノ片岡君ノ質問ニ對シマシテ、大臣カラモ是ハ原則トシテ設置スルト云フコトヲ言明サレタノデアリマスガ、吾々條文ノ修正ハ致シマセヌガ、併シ當局ニ於カレマシテハ、此點ガ法文ニ記載サレテアルト同様ノ御取

扱ヲ願ヒタイト云フコトヲ、特ニ希望申上ゲテ置ク次第デアリマス、又委員會ノ構成ニ付キマシテハ中央、地方トモ成ベク實際家ヲ少シデモ之ニ多ク参加セシメマシテ、本法ノ圓滑ナル運用ヲ望ム次第デゴザイマス

又本年度ノ補助金額ガ五十萬圓ト云フ少額ハ、是ハ何トシテモ吾々ノ諒承スルニ苦シム點デアリマスガ、少クトモ政府ハ來年度ニ於キマシテハ、是非トモ此補助金額ヲ増額致シマシテ、積極的ニ全國既設社會事業ニ對スル保護助成ノ途ヲ講ジ、一面惡質ノ事業ヲ取締ルト共ニ、善良ナル事業ニ對シマシテハ、大イニ之ヲ發達セシメナケレバナラスト思フ次第デアリマス、尙ホ之ニ付キマシテ吾々ハ希望條項ヲ付ケマシテ原案ニ贊成致シタイト思ヒマス

一 社會事業ニ對スル政府ノ助成金五十萬圓ハ小額ナリ將來之カ増額ヲ爲シ社會事業ノ目的達成ニ努力スヘシ
一 地方社會事業委員會ハ原則トシテ之ヲ各府縣ニ設置シ中央ノ委員會ト共ニ成ル可ク多クノ地方實際家ヲ参加セシメテ本法ノ運用ニ資スヘシ
以上デアリマス

○服部委員長 長野君ニ御尋致シマスガ、只今附帶決議ト申サレマシタガ、ソレハ附

帶決議デアリマスガ、希望決議デアリマスカ、一寸此際御聽シテ置キマス

○長野委員 心持ハ附帶決議デアリマシタガ、希望條件ト云フコトニ致シテ置キマス

○服部委員長 野口君

○野口委員 只今長野君ノ希望條件ニ贊成シ、原案ニ贊成致シマスル意思ヲ、茲ニ明ニ致シタイト存ジマス、現下時局ノ推移ニ伴ヒマシテ、各種ノ社會現象ノ發生ガ豫想セラレ、是ガ對策トシテ國民生活上諸政策ノ擴充ニ努メ、一面社會事業向上ノ爲メ、保護助成、指導監督ノ爲メ、之ヲ法制的ニ確立セシムルノ必要アルハ論ヲ俟タザル所デアリマス、然レドモ善キ法制ハ國民生活ノ良藥ナレドモ、惡シキ法制ハ國民生活ニ對シマシテノ毒藥デアリマス、茲ニ社會事業法ヲ見マスルニ、救貧事業ニシテ、是ガ指導者ハ大義明分ニ立脚シ、正義ノ觀念特ニ厚ク犧牲公ニ奉ズル點ニ於テ、人後ニ落ちザル人材ガ之ニ携ルコトヲ要スル特殊ナル社會立法デアリマス、隨テソレニ對シマシテハ、原案ノ如ク制裁規定ニ力點ヲ置キマスル如キハ、何カ茲ニ國民ヲ侮辱スルヤウナ感ナキヲ得ナイモノモアルノデアリマス、政府ハ之ニ對シマシテ、金五百圓以下ノ罰金規定ハ、其裁量範圍ヲ示シタルモノ

ニシテ、之ニハ特ニ温情主義ヲ以テ處理スルトノ御言明ガアリマシタルニ依リ、又他面正義ヲ旗標ト致シマシテ、偽善的行爲ヲ爲ス者ガ、人間社會ニ於キマシテ絶無ト言フヲ得ザルガ故ニ、此原案ニ贊成スル次第デアリマス、而シテ偶、被救貧者ノ中ニハ、救濟サレルコトガ權利ノ如キ思想ヲ保有シテ居ル者ガ是亦絶無ト云フコトガ出來マセヌ、是ガ思想的統一ヲ爲サザルベカラザルニ、本法ハ徒ニ社會事業者ニ對スル罰則ニ重點ヲ置キタル如キハ、耳ヲ掩ウテ鈴ヲ盗ムガ如キ觀ナキニアラズト思ハレルノデアリマス、全國公設、私設合計三千九百二十一ノ社會事業團體ニ對シマシテ、本法施行ニ要スル補助費ガ五十萬圓ノ少額ニシテ、飛行機上ヨリ目藥ヲ落ス程度トモ言フベキ少額デアリマスコトハ、吾々ハ寧ろ啞然タルモノガアッタノデアリマス、立法ノ趣旨、統制内容ハ是ナリトスルモ、是ガ實施ニ當リ其實實ニ國民救貧ノ實果ヲ擧ゲルニ付キマシテ、甚ダ殘念至極ノ豫算計上ノ數字ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、政府ハ次年度ニ於キマシテハ、斷然之ニ對シマシテ倍額以上ノ増ヲ爲サシムルコトニ付キマシテ、最大ノ努力ヲ拂ハレンコトヲ要望シテ止ミマセヌ、長野君ノ言ハレマシタル希望

條件ニ賛成シ、吾々ハ原案ニ賛成致シマス、
茲ニ其意思ヲ明瞭ニ致シタ次第デアリマス

○服部委員長 小池君

○小池委員 長野委員ノ述ベラレタル希望
條項ヲ以テ、私ハ原案ニ賛成ノ意ヲ表シマ
ス

○服部委員長 鈴木君

○鈴木委員 私ハ理想的ノ立場カラ申シマ
スナラバ、本案ニ對シテ頗ル不滿ヲ感ズル者
デアリマスルガ、併シ此案ト云フモノガ初
メテ出來タ法案デアアルコト、將來當局ニ於
テ是ガ改正ヲ圖ラル、コト、竝ニ事務當局

ノ方々、政府當局ノ方々ガ並々ナラス苦心
ヲ以テ、本案ヲ成立セシムルコトニ盡力セ
ラレマシタコトニ鑑ミマシテ、私ハ本來ノ
理想案ヲ捨テテ、本案ノ成立スルコトニ賛成
致ス者デアリマス、賛成致ス者デアリマス
ルガ、大體私ハ四ツノ希望條項ヲ申上ゲタ
イト思フノデアリマス、其四ツノ中デ二ツ
ハ長野委員ガ申上ゲラレタコトト同ジコト
デアリマスルガ、念ノ爲ニ之ヲ讀上ゲルコ
トニ致シマス

一、地方社會事業委員會ハ成ヘク各府縣
ニ漏レナク設置スヘシ

二、政府ハ將來社會事業助成金ヲ相當額
増加スヘシ

三、公私社會事業家ハ益、斯業ノ發達助成
ノ必要アルヲ以テ、本法施行ニ際シ政
府ハ此趣旨ヲ訓示シ、罰則ノ規定ニ就
テモ過酷ニ失セサルヤウ善處スヘシ
四、我國社會事業ノ現狀ニ鑑ミ、政府ハ
速ニ基本的社會立法ヲ整備スヘシ

此通リデゴザイマスルガ、服部委員長ニ於
テ、本案ヲ本會議ニ於テ報告セラル時ニ、
私ノ讀ミマシタル希望條項ヲ是非讀上ゲテ
戴キタイ、此事ヲ以テ私ハ本會議ニ於テ討
論ヲ遠慮スルコトニ致シタイト思フノデア
リマス

○服部委員長 諒承致シマシタ——椎尾君

○椎尾委員 只今長野委員カラノ希望條件
ニ賛成ヲ致シテ、本案ノ成立ヲ希望シマス、
同時ニ鈴木委員カラ言ハレマシタ希望條件
ノ前二項ハ無論前ト同ジデアリマスガ、後
ノ二項ニモ賛成ヲスル者デアリマシテ、サ
ウ云フ意味ニ於テ本案ノ成立ヲ希望致シマ
ス、尙ホ一言申添ヘタイコトハ、各社會事
業者ノ希望ト致シマシテハ、是非トモ若
干ノ修正ヲ要望シテ居ッタノデアリマス、少
クトモ助成ノ意味ヲ明ニシタイ、ソレヲ法
ノ名前ナリ、或ハ第一條ナリニ是非トモ實
現スルコトヲ、多數カラ希望シテ居ルノデ
アリマスガ、其點ニ付キマシテ、當局カラ

助成ヲ主トスルモノデアアルガ、現在ノ五十

萬圓位デ、僅ニ四分ノ一足ラズノ所ニ助成
シテ、助成ト云フコトハ恥カシイト云フヤ
ウナ氣持ヲ以テ、助成ト云フコトヲ明ニシ
ナイデ行ク御意思モ承リマシタカラ、修正
ノコトハ致シマセヌガ、當局ガ其本意ニ於
テ、社會事業ノ發達ニ助成スル、奉仕ノ經
營ヲ一層進メル、ト云フコトヲ、本法ノ實行
ト同時ニ明確ナル訓辭ヲ與ヘラレマシテ、地
方ノ人々ガ取締デアルト云フヤウナ考ヘ方
ヲシナイヤウニ、徹底致シマスルヤウニ——

是ガ鈴木君ガ言ハレマシタ第三項ノ意味デ
アリマスカラ、サウ云フ意味ニ於テ、是非
トモ訓辭ヲ明確ニセラレマシテ實行サレン
コトヲ希望スルノデアリマス、此意味デ賛
成ヲスル者デアリマス

○服部委員長 討論ハ終局致シマシタ、直
チニ採決ニ入リマス、本案ニ對シマシテ贊
成ノ方ハ御起立ヲ願ヒマス

〔總員起立〕

○服部委員長 滿場一致デ可決セラレマシ
タ——續イテ商店法ヲ議題ニ致シマシテ討
論ニ入ルコトニ致シマス——長野君

○長野委員 商店法ニ對シマシテハ、吾々ハ
次ノ希望條件ヲ附シテ、原案ヲ承認致シタ
イト思フノデアリマス、即チ

一 本法實施ニ依テ使用人ニ與ヘラルル
餘暇ヲ精神修養ト體位ノ向上ニ善用ス
ヘキ適當ナル施設ヲ講スヘシ

一 商店使用人ニ對シ現行健康保險法ノ
如キ社會保險法ヲ制定スヘシ

一 本法第三條第二項ノ特殊地域ハ極力
之ヲ制限セラルヘシ

一 本法ノ施行ニ當リ警察官ハ原則トシ
テ之ニ當ラシムヘカラス

以上ヲ以チマシテ大體吾々ノ氣持ガ御諒承
願ヘルト思フノデアリマスルガ、今回政府
當局ガ本法ヲ提案サレルニ當リマシテ、當
然是ガ對應策トシテ御考ニナラナケレバナ
ラス、只今申上ゲマシタ如キ點ニ付テ、何
等ノ考慮ヲ、否何等ノ用意ヲ御持チニナラ
スト云フコトニ付キマシテハ、私共ハ頗ル
遺憾ニ存ズルノデアリマス、即チ之ニ對シ
マシテ、例ヘバ取締ニ當テハ工場課員ヲシ
テ、之ニ當ラシメルト云フコトデアリマス
ケレドモ、然ラバ此工場課員ヲ何名増員ス
ルカト云フコトニ付キマシテモ、更ニ豫算ヲ
持ツテ居ラス、現在ノ儘デヤルノダ、隨テ已
ムヲ得ヌ場合ニハ警察官ノ手モ借りナケレ
バナラヌト云フヤウナコトモ、御説明ニナッ
テ居ルノデアリマス、或ハ又本法實施ニ依
リマシテ、當然考ヘナケレバナラスコトハ、

各商店ニ於ケル使用人ノ餘暇善用ト云フ點
デアリマス、此點ニ付キマシテハ本委員會
ニ於キマシテ、各委員カラ熱心ニ御質疑ガ
アリマシテ、當局ニ於カレマシテモ、之ニ
對シテハ各地方ノ自治團體、或ハ公共團體
ナドト密接ナル連絡ヲ取ツテ、サウシテ御希
望ニ副フト云フコトヲ言明サレテ居ルノデ
アリマスルカラ、是以上追究ハ致シマセヌ
ガ、此點ニ付キマシテハ、十分一ツ政府當
局ニ於カレマシテモ、此第二ノ國民デアリ
マスル現在ノ青少年ノ養成ト云フコトニ付
キマシテハ、厚生省ノ最モ大ナル使命ノ一
ツトシテ、善處セラレタイト云フコトヲ申
上ゲテ置ク次第デアリマス

又當然考ヘナケレバナラヌコトハ使用人
ノ健康ノ問題デアリマスルガ、此點モ、承
ル所ニ依リマスルト、現行ノ健康保險法ヲ
其儘適用スルト云フコトハ、法規ノ上ニ於
テ困難デアルト云フコトデアリマスルカラ、
之ニ準ズル社會保險法ヲ速ニ制定セラレマ
シテ、是等多數ノ此商店使用人ノ幸福ノ途
ヲ考ヘテ戴キタイト云フコトヲ、御願スル
次第デアリマス

又特殊地域、即チ盛り場ノ問題デアリマ
ス、一般商店ハ午後十時ヲ以テ閉店ノ時間
トサレテ居リマスガ、獨リ此第三條第二項

ニ示ス特殊地域ニ限リマシテハ、特ニ十一時
マデノ營業ヲ爲シ得ルト云フ例外規定ニ
ナツテ居ルノデアリマスルガ、是ハ從來ノ例
カラ考ヘマスルト、動モスレバ、色々ナ運
動デアルトカ陳情デアルトカ云フヤウナコ
トニ依リマシテ、特殊地域ニ指定スルト云
フ例ヲ往々見ルノデアリマス、願ハクハ當
局ニ於カレマシテハ、此點ハ一ツ吾々ノ意
ノアル所ヲ御酌取ニナリマシテ、特殊地域
ノ制限ト云フコトヲ極力之ヲ嚴守サレマシ
テ、サウシテ本法適用ノ範圍、地域ト云フ
モノヲ少シデモ廣カラシメヌト云フコトニ
御留意ヲ願ヒタイト次第デアリマス

最後ニ於キマシテ、本法ヲ取締ル爲ニ、
如何ナル方法ヲ執ラレルカト云フコトガ、
實ハ吾々心配ニナツテ居タノデアリマスガ、
説明ニ依リマスルト、本法ノ所管ハ各府縣
ノ警察部ニ於ケル工場課デアルト云フコト
デアリマス、今日一般工場ヲ取締ツテ居ル工
場課ノ所管デアルト云フコトデアリマス、
隨テ場合ニ依リマスルト、警察官ノ手ヲ借
リナケレバナラヌト云フコトニモナルノデ
ハナイカト云フコトヲ、懸念サレルノデア
リマスガ、段々ノ御説明ニ依リマスルト、
ソレハ愈、最後ノ最後デアッテ、原則トシテハ
警察官ハ決シテ當ラシメナイノデアル、先

ヅ第一ニ工場課ノ役人、次ニハ商工課ノ役
人ノ手ヲ借りル、最後ガ警察官デアルト云
フコトデアリマスガ、更ニ吾々ハ最近ノ風
潮等カラ考ヘマシテモ、出來ルダケ此點ニ
ハ當局ハ留意セラレマシテ、原則トシテ
警察官ハ臨檢等ノ衝ニ當ラシメヌ、サウシ
テ丸腰ノ役人ニ面倒ヲ見サセルト云フコ
トニ願ハナケレバナラヌト思フノデアリマ
ス、斯ウ云フ風ニシナケレバ、却ツテ本法ヲ
制定致シマシタル爲ニ、活潑ナル營業ガ出來
ナイ、營業人ハ非常ニ其爲ニ商賣ガ萎縮スル、
或ハ營業ノ妨害ニナル、サウ云フヤウナコ
トニナツテハナラヌノデアリマス、以上
申上ゲマシタ點ニ付キマシテハ、ドウカ
十分政府當局ニ於カレマシテハ、其實施ニ
當ツテ御注意ヲ載キタイト云フコトヲ申上
ゲテ、原案ヲ承認シタイト存ズル次第デア
リマス

○服部委員長 野口君

○野口委員 商店法ニ關シマシテ、長野君
ノ希望條件ニ賛成ヲ致シ、原案ニ賛成致シ
マスル其意思ヲ茲ニ明示致シマス

今ヤ中小商店ハ大資本經營ノ重壓ニ依
リ、其營業ノ振興セザルハ、我國全般ノ惡
キ趨勢ニナリツ、アルノデアリマス、中小
商業者ハ舉ゲテ商店更生ノ胎動ニ四苦八

苦、忍從ノ努力ヲ傾倒シツ、アル時、店員
ノ希望者ハ少ク、店員ハ目前ノ小利ニ釣ラ
レマシテ、工場勞務ニ轉職スルノ事實ハ枚
舉ニ遑ガナイノデアリマス、商店ニ於ケル
店員ハ恰モ戰爭ニ於ケル勇猛果敢ナル兵士
ト異ナラズ、之ニ對シテノ態度ニ付テハ、
店主モ從來ノ雇主ト云フヤウナ觀念ヲ退ケ
マシテ、其使用人ト勞資協調ノ恩情主義ニ
依ツテ、商店經營ニ努メツ、アルト云フ眞實
ノ情勢デアルノデアリマス、故ニ第五條ノ
使用人ノ休業ヲ一回ヲ二回ト吾々ハ希望致
スノデアリマス、寧ロ左ニアラズシテ店舗
ノ休業ヲ二回トシテ、店主雇人一家團圓ノ
共同生活ノ美シキ實現ヲ吾々ハ希望シテ已
ミマセス

閉店時刻ニ付テモ質疑申上ゲマシタ如
ク、是ガ例外ノ範圍廣キヲ知リマシタノ
デ、原案ニ賛意ヲ表スルニ至リマシタ第十
一條ノ臨檢ハ、只今長野委員カラモ申サレ
マシタカラ、重複ノ感ガアリマスルガ、一
言申上サセテ戴キマスルガ、何人ガ此臨檢
ヲ行フカト云フコトニ付テハ、全ク此法律
ガ一タビ巷間ニ傳ハルヤ、疑問實ニ大ナル
モノガアッタノデアリマス、警察官若シ之ヲ
行フモノトスル時ハ、實ニ商店ト客トノ感
情ノ上カラモ、又國民生活ノ通念ノ上カラ

致シマシテモ、絶對ニ吾々ハ反對セザルヲ得ナイ氣持デ居ッタノデアリマス、政府ハ原則トシテ府縣ノ工場課官吏、商工關係ノ官吏、特ニ取締上必要アル場合ニハ例外トシテ警察官ヲ之ニ行ハシムルト云フ御言明ヲ得マシタガ、唯此例外ハ抽象的ナル御答辯デアリマスルガ故ニ、例外ヲ此處モ必要ナルモノナリト云フ解釋ノ下ニ、例外ノ範圍ヲ濫用シナイヤウニ、是ハ寧ロ希望ト云フヨリモ、強イ意味ニ於キマシテ要求ト云フ意思表示ヲ申上ゲテ置キタイト存ジマス、

多々アリマスルガ、長野委員ノ申サレタノト總テ重複スル傾向ガアリマス、其他申上ゲマスルコトヲ省略致シマシテ、長野委員ノ申上ゲマシタ希望條件ト原案ニ賛成ノ意ヲ茲ニ明示致ス者デアリマス

○服部委員長 小池君

○小池委員 先程長野委員ノ述ベラレタル希望條項ヲ附シマシテ原案ニ賛成ノ意ヲ表シマス、ガ元來本法案ハ其目的ト致シマスル所ニ比シテ内容ガ極メテ不完全デアリマス、不満足ナル點ガ多々アルヤウニ思ハレノデアリマス、其點ニ付テハ長野委員カラモ述ベラレマシタカラ省略致シマスルガ、恐ラク本法案ガ施行サレマシテ、是ガ勵行ニ當リマシテハ、直チニ各種ノ缺陷カ

ラ參リマスル所ノ色々ノ矛盾シタ事項ヲ發見サレルデアラウト思フノデアリマス、ドウカ本法案ヲ施行サレマシテ以來、常ニ能ク其缺陷ヲ考慮サレテ、來ルベキ最近ノ機會ニ是等ノ不備缺陷ヲ補フヤウナ改正ヲ素直ニ爲サレンコトヲ希望シテ已ミマセヌ、

例ヘテ言ヒマスレバ、本法案ノ大ナル一ツノ目的トサレテ居リマスル所ノ閉店時間ノ制限ヲシテ、日々ノ休暇ヲ使用人ニ與ヘヨウト云フ其制限ニ付キマシテモ、十時ノ閉店時間ノ後ニ、其店ノ殘務整理ノ仕事、後片付ケノ仕事ハサセテモ差支ノナイノダト云フヤウナ法ノ解釋デアリマスルナラバ、恐ラク法律ノ無イ今日ニ於テ、商店従業員ガ勤務シテ居リマスル時間ト略、同様な時間ヲ、ヤハリ勤務サセルヤウナ結果ニナルダラウト云フコトハ、モウ明ニ豫想サレテ居リマス、隨テ本法案ガ目的トシマスル所ノ、夜遅クナッテ使用人ニ餘暇ヲ與ヘ、彼等ノ體位向上、心身ノ訓練ニ資サウトスル所ノ目的ノ、殆ド大半ハ求メルコトノ出來ナイヤウナ状態ニナルト信ジマス、尙ホ其他ノ點ニ付キマシテモ、法案内容ノ不備ノ爲ニ目的ヲ達シ得ザルヤウナ結果ガ多々現レラダラウト豫想サレマス、ドウゾ其點ハ政府當局ニ於キマシテハ、十分素直ナ御氣持

ニナッテ、施行後ノ成績ヲ御覽ニナリ、來ルベキ最近ノ機會ニ於テ、ヨリ良キ改正ヲ爲サレマシテ、議會ニ協賛ヲ求メラレルコトヲ希望致シマシテ、原案ノ支持ノ意ヲ表明致シタイト思ヒマス

○服部委員長 鈴木君

○鈴木委員 私モ本案ニ對シマシテ賛成ノ意ヲ表スル者デアリマス、本來ナラバ不満足言ウタラ宜イカ、不安ト言ウタラ宜イカ、殆ド測リ知ラレザル所ノ感ジヲ致スノデアリマシテ、例ヘテ申シマスナラバ、軟イ泥ヲ以テ人形ヲ作ッタヤウナ譯デアリマス、何處ニ目鼻ヲ付ケテ、何處ニ手足ヲ付ケタラ宜イカ、殆ド譯ガ分ラヌヤウナ感ジガ致スノデアリマス、本法案ガ出來マシタコトハ、勿論家族制度的ノ關係ヲ以テ將來商店關係ヲ支配スルコトガ出來ナイト云フコトニ御氣付ニナリマシテ立案セラレタモノデアラウト思フノデアリマスガ、之ヲ歐米各國ノ先進國ニ見マスナラバ、最モ遅レタル劣等ナル所ノ法案ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、併ナガラ是亦本案制定ニ付テ事務當局ガ非常ナ御苦心ヲ爲サレタデアラウト又改正セラルベキ時アルコトヲ希望致シマシテ、本案ニ對シテ賛成ノ意ヲ表スル者デ

アリマス、茲ニ希望條項ヲ附シタイト思フノデアリマスルガ、希望條項ハ大分ケニ分ケテ二ツ、第一ヲ分ケテ六ツニ致スノデアリマス

希望條項

第一 商店使用人ノ現狀ニ鑑ミ政府ハ速ニ左ノ諸點ニ關スル保護立法ノ制定ニ努力スベシ

(イ) 商店使用人ノ最低年齢ヲ制限スルコト

(ロ) 開店時刻ヲ規定シ使用人ノ就業時間ヲ制限スルコト

(ハ) 週休制度ヲ採用スルコト

(ニ) 退職手當制度ヲ制定スルコト

(ホ) 衛生設備、特ニ療養機關ヲ整備スルコト

(ヘ) 理容業者ノ閉店時間ハ之ヲ午後九時トスルコト

第二 本法ノ運用ニ關シ政府ハ監督官制度ヲ設クベシ

之ヲ希望條項ト致シマシテ本案ニ賛成致シマス、此案ニ付テモ前案ト同様ニ、服部委員長ガ本會議ニ本案ガ上程セラレル時ニ於テ、此希望條項ヲ讀上ゲラレルコトヲ希望致スノデアリマス

○服部委員長 諒承致シマシタ——椎尾君

○椎尾委員 只今長野君カラ述ベラレマシ

マシテ、本案ニ對シテ賛成ノ意ヲ表スル者デ

タ希望ヲ附シテ本案ニ賛成ヲスルノデアリマス、ト同時ニ鈴木委員ノ言ハレマシタ希望ヲモ必ズ實現スルヤウニ當局ノ善處セラ、コトヲ希望スル者デアリマシテ、殊ニ理容業ガ此法ニ結付ケラレマシテ、大體月二日ノ休業ト、相當就業時間ノ組合規程ヲ持ッテ居リマスモノガ、此法ニ引摺ラレテ一段ト下ゲラレル虞ガアル、ソレハ組合ガ少數ノ違反者ノ爲ニ行ハレナイカラ、斯ル立法ヲ希望シテ居ッタ者ガ、法ガ非常ニ寛大デアリマス爲ニ、却テ組合ガ其發達ヲ害スルト云フヤウナ點ガアルト云フコトデ、是非共修正ヲ致シタイトモ考ヘテ居タノデアリマスガ、今回ハ修正セズシテ賛成致シマスルケレドモ、理容業ニ關シマシテハ特ニ九時ノ制限ガ出來マスヤウナ希望ガ、早イ機會ニ實現シマスヤウナ希望ヲ持ツコトヲ明言致シテ賛成ヲ致スノデアリマス

○服部委員長 討論ハ終結致シマシタ、直チニ採決ヲ致シマス、長野君ノ希望條項ヲ附シマシテ原案ニ賛成ノ方ノ御起立ヲ願ヒマス

〔總員起立〕

○服部委員長 全會一致デアリマス、可決致シマシタ——次ニ簡易生命保險法中改正法律案ヲ議題ニ供シマシテ直チニ討論ニ入

リマス——長野君

○長野委員 簡易生命保險法中改正法律案ニ對シマシテハ、今回ノ七百圓ノ改正ヲ以テ致シマシテハ、今日ノ社會ノ實情、國民ノ經濟生活ノ現狀カラ見マシテ如何ニモ小額ニ失スルト云フ意見ハ、過日來ノ本委員會ニ於ケル各委員ノ質問、或ハ御意見ガ一致致シテ居ル點デアリマシテ、之ヲ見マシテモ一般國民ノ意思ガ何レニアルカト云フコトニ付キマシテハ、政府御當局モ恐ラク御諒承ガ出來タコトト信ズル者デアリマス、併ナガラ是ガ斷行出來ナイト云フ點ニ付キマシテハ、種々ナル事情ガアルコトト吾々ハ諒承致スノデアリマスガ、併シ今日ハ何ト申シマシテモ、社會ノ各層ニ互ッテ有ユル革新ヲ斷行セナケレバナラス時機ニナツテ居ルノデアリマスルカラ、此爲ニ多少ノ犠牲ガ生ズルト云フコトモ、是ハ國民トシテソレノ覺悟ヲシナケレバナラスコトデアルト思フノデアリマス、ドウカ政府ニ於カレマシテハ成ベク近イ機會ニ於キマシテ、此七百圓ガ更ニ少クトモ千圓ヲ最高額トスル程度ノ御改正ヲ行ハレマシテ、本院ノ協賛ヲ經ラレンコトヲ希望スル次第デアリマス

又簡易生命保險事業ノ積立金デアリマス

ルガ、是ハ其資金自體ノ性質カラ考ヘマシテモ、尙ホ一層政府ハ留意ヲセラレマシテ、其貸出等ニ當リマシテハ努メテ一般社會事業、特ニ國民ノ保健施設ニ運用セラル、コト云フコトヲ希望致ス次第デアリマス、私ハ此案ニ付キマシテハ左ノ二ツノ希望條項ヲ附ケテ、原案ヲ賛成承認致シタイト思フノデアリマス

一 簡易生命保險金額七百圓ニテハ現下社會經濟狀勢ニ照シ小額ニ過ク政府ハ之ヲ制限額ヲ將來増額セラルヘシ

一 簡易生命保險事業積立金ハ社會事業特ニ國民保健施設ニ運用セシメラレタシ

以上デアリマス、ドウカ皆サンノ御賛成ヲ願ヒマス

○野口委員 長野委員ノ言ハレマシタ希望條件ニ賛成ヲ致シ、原案ニ賛成スル者デアリマス

○小池委員 只今長野委員ノ申サレタ希望條項ヲ附シマシテ原案ニ賛成ノ意ヲ表シマス、一言申上ゲマスガ、最高額ヲ千圓近クニ引上ゲナケレバナラナイト云フコト、其事ガ實在ノ社會情勢ニ極メテ能ク對應シテ居ルモノダト云フコトハ、全員ノ認識致シマスバカリデナク、今マデノ質疑應答ノ結

果カラ見マシテ、政府當局モ亦之ヲ相當熱望サレテ居ルコトガ明ニサレタノデアリマス、當局モ亦之ヲ希望シテ居ルニ拘ラズ今回ノ改正案ガ僅ニ七百圓ヲ以テ我慢ヲシナケレバナラナクナリマシタコトハ、今日マデノ質疑應答ノ結果カラ案ジマシテ唯一ノソレノ障礙ハ、民間生命保險會社ガサウナッタ場合ニ營業ヲ維持スルコトガ出來ナイデアラウト云フ此憂ヒ、此點ニ歸著スルノデアリマスガ、吾々ハ出來得ル限り早イ機會ニ於テ政府ガ更ニ改正案ヲ提出サレ、千圓近クマデ最高額ヲ引上ゲルコトヲ熱望スルノデアリマスガ、是ハ唯熱望スルダケデ、或ハ時日ガ經過スルダケデ、千圓引上ト云フコトハ具體化スル譯デハナイノデアリマス、少クモ今日政府ノ事務當局ニ於カレマシテハ、此事實ヲ深く御存ジノコトト私共ハ信ジマスガ、之ヲ千圓ニ引上ゲルニハ相當大ナル決意ト、相當ナル工風トヲ以テ、民間生命保險會社ノ今日ノ經營狀態ト云フモノニ多大ノ「メス」ヲ揮ハナケレバ、何時マデ經ッテモ千圓引上ト云フコトハ具體化スルモノデナイト信ゼラレルノデアリマス、即チ言換ヘマスレバ、生命保險會社ノ今日ノ濫立競争ノ經營形態ニ大改革ヲ加ヘ、或ハ其結果ドウ云フ新シキ形態ガ適正ナリヤ否ヤハ幾多

今日カラ後ニ議論ガアルデアリマセウケレドモ、或ハ國營ノ形態、或ハソレガイカナケレバ民有國營ノ形態、進ンデ尙ホ民間生命保險會社ノ組織ノ統一、單一化、ノミナラズ是ト共ニ官營デヤッテ居リマス所ノ現在ノ簡易生命保險ヲモ融合致シマシテ、打ッテ一丸ト爲ス所ノ新シイ形態ヲ考ヘマセヌケレバ、僅ニ簡易保險千圓引上フ其一事サヘモ、事實何時マデ經ッテモ具體化スルコトガ出來ナイト信ズル者デアリマス、ドウカ今日只今申上ゲタヤウナ強キ希望條項ガ附イテ居リマス以上、此希望條項ヲ誠意ヲ以テ實現サシテ戴ク爲ニハ、今日ヨリ以後何卒民間生命保險會社ノ經營形態ニ十分ナル御調査研究——研究調査ノミナラズ、之ヲ事實ニ現スト云フダケノ誠意ト熱意ヲ御持チニナルコトヲ希望セザルヲ得ヌノデアリマス

更ニ此事ニ付テ一言最後ニ申述ベテ置キマスガ、此事業ハ相當大キナ事業デアリマス、電力國家管理案ガ上程サレマシテ、朝野ニ非常ナル紛争ヲ來シタ事實ヲ新シク見タノデアリマスガ、ソレニモ増シテ大キナ問題ヲ誘起スル虞ガアルノデアリマス、隨テ吾々ハサウシタ際、新シク經營組織ノ轉換ヲ致サセマス際ニ、不必要ナル摩擦相剋ヲ

起スコトラ望マナイノデアリマスカラシテ、今日ヨリ十分ナル注意ヲ持タレ、民間業者ト隔意ナキ相談協議ヲサレテ、知ラナイ内ニ自然ニ相共ニ利點ヲ併セテ、新シキ經營形態ニ移ルト云フダケノ十分親切ナル考慮ト、手續トヲ必要トスルモノト信ジマス、ドウゾサウ云フ點ヲ十分ニ御含ミ願ヒマシテ、今ノ希望決議ガ一刻モ早ク成就出來マサウ、今日ヨリ御準備ニ掛ラレンコトラ熱望致シマス、之ヲ以テ賛成ノ意ヲ表シマス

○鈴木委員 私ハ本案ノ審議ヲ促進スル意味ニ於キマシテ本案ノ質問ヲ致サナカッタノデアリマス、只今長野委員並ニ小池委員等カラ申上ゲラレタコトニ付キマシテハ、政府ハ特ニ其意ノ存スル所ヲ翫味セラレマシテ、一日モ早く其實現ニ著手サレンコトラ希望致スノデアリマス、私ハ次ノ三ツノ希望條項ヲ附シマシテ本案ニ賛成ヲ致シマス
一、政府ハ速ニ生命保險ノ國營ヲ斷行スルヤウ諸般ノ準備ヲ整フヘシ
二、政府ハ速ニ生命保險ニ對スル行政機關ヲ統一スヘシ
三、政府ハ簡易生命保險ノ契約金額ノ最高限ヲ千圓ニ引上クルヤウ考慮スヘシ
此三ツノ希望條項ヲ附シマシテ、本案ニ贊

成致シマス、之ヲ此法案ト共ニ、服部委員長ガ本會議ニ本日上程セラレル時ニ、御報告セラレンコトラ希望致シマス

○服部委員長 諒承致シマシタ——椎尾君

○椎尾委員 長野委員、小池委員ノ申サレマシタト同ジ希望ヲ以チマシテ、其希望條

件ヲ附シテ、本案ニ賛成致シマス

○服部委員長 討論ハ終結致シマシタ、直

チニ採決致シマス、長野君ノ希望條項ヲ附シマシテ、本案ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○服部委員長 全會一致可決致シマシタ、是ヲ以チマシテ社會事業法案外二件ハ希望條項ヲ附シテ原案通り可決確定致シマシタ(拍手)
直チニ本日ノ本會議ニ上程サレルヤウニ取計ラヒタイト思ヒマスカラ、御承知ヲ願ッテ置キマス、本日ハ是デ散會致シマス
午後三時三分散會